

## 第二次盛岡市再犯防止推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 令和7年12月15日（月曜日）から令和8年1月9日（金曜日）まで
- 2 応募方法 市公式ホームページ応募フォーム、郵送、ファクス、持参
- 3 受付意見数 2件（個人1人）
- 4 反映区分
- |                 |    |
|-----------------|----|
| A：計画等に盛り込むもの    | 0件 |
| B：計画等に盛り込み済みのもの | 0件 |
| C：計画等に盛り込まないもの  | 0件 |
| D：その他、要望・意見・感想等 | 2件 |

### 5 意見の内容と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方	反映区分
1	<p>1ページ【1 計画策定の背景】に記載のある、“全国の刑法犯の検挙件数は平成16年以降減少傾向にあるが、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）は横ばいで推移。”について。</p> <p>ここでいう再犯者は検挙歴を有する人員であり、有罪前科を持つ人員ではない。再犯防止施策の対象者等にも犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者としており、単に検挙されただけの人員を指標とすることはできない。</p>	<p>本計画が再犯防止施策の対象としている「犯罪をした者等」は、入所受刑者、満期釈放者だけでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者など、犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含んでいます。</p>	D
2	<p>20ページ【3 参考指標】について。</p> <p>再犯者率は指標とならない。そもそも再犯者率は初犯者と再犯者（有検挙歴者）の比率であり、初犯者が再犯者（有検挙歴者）よりも多く減った場合にも上昇する。</p> <p>また、逆に再犯者（有検挙歴者）が変わらず、初犯者が多く増えた場合も、再犯者率は低下する。したがってこの数値は再犯防止の目標指標にはならない。</p> <p>本当に再犯を防止するのであれば前科者の追跡調査を行い再犯状況などを調査する必要がある。</p>	<p>御意見のとおり、再犯者率は初犯者数と再犯者数それぞれの増減のバランスにより変動するものと認識しています。そのため、本計画においては再犯者率と合わせ、再犯者数についても参考指標とするものです。</p>	D